

# 2 0 0 5 年度計画

独立行政法人日本貿易振興機構

## 目次

1 .	業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	1
( 1 )	業務運営の効率化	1
( 2 )	事業実施における費用対効果の向上	1
( 3 )	情報化	1
2 .	国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	2
( 1 )	貿易投資取引の機会提供に向けた活動	2
	対日直接投資の促進	2
	中小企業等の輸出支援	4
	対日アクセスの円滑化	7
	地域の国際化による地域経済活性化の支援	11
( 2 )	貿易投資円滑化のための基盤的活動	12
	海外経済情報の収集・調査・提供	12
	海外への情報発信	17
	我が国企業に対する海外の事業活動円滑化支援	18
( 3 )	開発途上国経済研究活動	20
	開発途上国に関する調査研究	20
	開発途上国に関する資料収集・情報提供	24
	開発途上国に関する研究交流・人材育成	26
( 4 )	貿易投資円滑化のための基盤的活動と開発途上国経済研究活動との連携	28
3 .	予算、収支計画及び資金計画	28
4 .	短期借入金の限度額	28
5 .	重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとする計画	28
6 .	剰余金の使途	28
7 .	その他主務省令で定める業務運営に関する事項	29
( 1 )	施設・設備に関する計画	29
( 2 )	人事に関する計画	29

## 1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

### (1) 業務運営の効率化

一般管理費については、退職手当及び臨時的経費を除き、人件費、物件費を抑制することにより、効率化を図る。また、運営費交付金を充当して行う業務経費についても、効率化を図るものとする。

### (2) 事業実施における費用対効果の向上

実施事業の重点化に努めるとともに、目標管理制度の活用、マニュアルの活用を進める。自己収入の拡大に引き続き積極的に取り組むとともに、民間企業及び地方自治体等から受託事業の拡大を図る。

### (3) 情報化

#### 1) ウェブサイト等既存システムの安定的運用と利便性の向上

ウェブサイトを安定的に運用していくとともに、利用者にとってよりわかりやすく使いやすくなるよう、海外事務所ウェブサイトを含め、引き続きコンテンツの整理・統合等を進める。

#### 2) お客さまニーズに応えるレポートの充実

相談等の多い産業分野や地域のレポートを優先して、ウェブサイトのコンテンツを充実させていく。

#### 3) ITを利用した組織内のコミュニケーションの促進と顧客管理の充実

ナレッジマネジメントを継続して運営するほか、顧客情報の管理については、安全性、効率性を高める。

## 2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

### (1) 貿易投資取引の機会提供に向けた活動

#### 対日直接投資の促進

##### 1. 基本方針

外資系企業がもたらす新しい経営・技術、ノウハウ、ビジネスモデルは、急速なグローバル化の中で、少子高齢化に直面する日本経済の再活性化にとって、重要な意味を持つ。機構は、その流入を促進することによって、継続的な経済成長の基盤、さらに東アジア経済圏におけるビジネス活動の一層の活発化への貢献を目指す。

2005年度は、重点分野として、我が国産業競争力の強化に資するIT、バイオ、環境、医療・福祉等を主とする先端分野、大きな経済効果が見込まれるサービス・流通分野に加え、地方への進出可能性の高い自動車関連分野を取り上げ、北米、欧州及び東アジア企業を中心に、我が国への進出を働きかける。国内においては、これまで築いてきた地方自治体との連携・ネットワークをベースに更なる地域進出案件の発掘・支援に努める。

##### 2. 活動方針

###### 1) 案件発掘体制の充実

対日投資促進事業を重点的に実施する機構の海外事務所を中心に、資源を効率的に配分し、海外での案件発掘体制の充実を図る。具体的には、各地における発掘ツールを重視しながら、イントラネット等を通じた東京本部との情報共有の徹底、案件発掘に繋がる戦略的な広報活動の展開、主要地の対日投資アドバイザーの効果的な活用等を図る。その体制をベースに、2005年度は経済効果の高い案件の発掘をより重視していく。他方、国内でも、諸外国の対日アクセスキャンペーン等と連携するなど、外国政府や在日外国商工会議所、各国貿易投資振興機関等との協力を通じて、効果的に対日投資のための案件発掘に繋げていく。

( 具体的プログラム )

- ・ 北米ハイテク等対日直接投資誘致促進プログラム
- ・ 欧州対日直接投資誘致促進プログラム
- ・ アジア・大洋州対日直接投資誘致促進プログラム
- ・ 地域・産業横断的対日直接投資誘致促進プログラム

## 2) 誘致支援のための国内体制の強化

対日投資・ビジネスサポートセンター（IBSC）において、対日投資支援ノウハウの更なる充実と立ち上げ支援企業とのネットワークの拡充を図り、より効果的・効率的な誘致支援に向けた体制強化を図る。また、IBSC東京において蓄積されたこれらのノウハウやネットワークを、地方に設置したIBSCと共有化していくことにより、地方レベルでの誘致支援に向けた体制を強化していく。

（支援ツール）

- ・対日投資・ビジネスサポートセンター（IBSC）運営

## 3) 広報活動の強化

海外の案件発掘に繋がる効果的な広報を実施するため、北米、欧州を中心として、各地域の対日投資広報計画に沿った戦略的な広報活動を展開していく。また東京本部と海外事務所との情報共有体制を強化して、各種広報媒体（ウェブサイト、印刷・映像媒体等）のより一層の充実を図る。更に、海外における対日投資セミナー等のイベント、新聞・雑誌等のメディアを効率よく活用しながら、一連の広報活動を通じて案件の発掘に繋げていく。

（支援ツール）

- ・対日直接投資誘致促進PR強化

## 4) 案件発掘、誘致戦略立案、情報提供に資する調査の充実

海外での効果的な案件発掘活動を展開するため、テラーメード調査、対日進出プラン提案型調査、既進出企業の事例蓄積を行う。また、そのベースとなる重点業種の市場状況、投資環境に関する情報を整理・更新する。さらに、今後の誘致戦略立案を視野に入れ、在日外資系企業の雇用状況、事業所の地方分布状況など、対日投資の日本経済に対する効果・影響の把握に努める。

（支援ツール）

- ・対日直接投資誘致促進調査

## 5) 地域における外資系企業誘致支援の強化

大阪本部・各貿易情報センター、地方に設置したIBSCを通じて、地方自治体と連携し、我が国地域への企業誘致を積極的に展開する。特に、地域のワンストップセンターとの連携を強化する。また、地域への投資を一層促すため、IJSPI（Invest in Japan Study Program）、インダストリアルツアー等の事業を有効に活用して、各地域のプロジェクト情報を対日投資関心企業に積極的に提供していくほか、日米投資イニシアティブ等の投資交流を促進するための枠組みを地域の企業誘致に結びつけるよう、これらセミナーに外国企業の参加を促し、ビジネスアライアンス構築に向けた商

談会等を開催していく。更に、地域の企業誘致への取り組みのレベルとニーズに応じ、誘致担当者育成スクール、誘致戦略の策定、投資ミッション受入れ、企業立ち上げ支援などを通じて自治体の誘致活動をサポートしていく。自治体からは企業誘致に係わる受託事業を積極的に受入れ、支援内容に応じて極め細かいサービスを展開していく。

(支援ツール)

- ・ 対日直接投資誘致促進ミッション受入れ
- ・ 国内地域における外資誘致支援
- ・ 対内直接投資促進事業
- ・ 外資系企業電源地域導入促進情報提供事業

#### 6) 投資環境の改善に向けての提言及び働きかけ

立ち上げ支援企業、I B S C 支援企業が日本拠点設立に際して、直面する制度上の問題点を把握し、それをもとに、政府対日投資会議専門部会の場で、より良い我が国の投資環境作りを目指して提言していく。

これらの事業を通して、対日投資案件発掘件数を2005年度1年間で1000件程度とするとともに、外国企業、地方自治体、対日投資促進事業の関係者に対し「役立ち度」に関するアンケート調査を実施し、4段階評価で上位二つの評価を得る割合が7割以上とする。

#### 中小企業等の輸出支援

##### 1. 基本方針

- 1) 我が国産業界・企業の輸出意欲(「やる気」)の高い分野や、輸出競争力(「ポテンシャル」)があると見込まれるもののこれまで輸出については具体的かつ積極的な取り組みがなされていない分野について、中小企業等の輸出の実現に向けこれを重点的に支援していく。
- 2) このため、産業分野別の案件発掘専門家を新規にリテインし、日本各地の産業クラスター計画参画企業をはじめとする輸出有望企業の具体的なニーズを踏まえて、これら企業が機構の輸出支援スキームにより多く参画するよう、また、具体的な輸出の成果を獲得するための情報、ノウハウ等が入手できるよう、積極的な働きかけを行う。
- 3) 効果的、効率的に事業を展開するため、具体的には、中小企業等を、輸出に関してA) 輸出意欲もポテンシャルも高い、B) 輸出意欲は高いとは言えないが、ポテンシャル

は高い、C) 輸出意欲は高いがポテンシャルは高いとは言えない、D) 輸出意欲、ポテンシャルとも高いとは言えない、の4つのカテゴリーに分類する。A) に属する企業に対しては商談機会の提供を継続的に行う。他方B)、C) の企業に対しては、ミッション派遣、マーケティング調査、セミナー開催等を通じ、商談機会を提供する前段階としての情報収集・提供を積極的に行う。

- 4) 個別の中小企業等の輸出競争力を強化する上で、自社ブランドでは国際競争力は確立していないが、技術力、デザイン力等を有する中小企業等について、高品質・高機能といった「ジャパン・ブランド」イメージを構築することも、海外取引を促進するうえで重要と考えられる。このため、関連の事業に取り組む。
- 5) また、地域特性を活かした日本商品の海外市場におけるブランド確立を目的に、中小企業庁「JAPANブランド育成支援事業」の2004年度支援案件を対象に、同事業成果の深化を図るためのフォローアップ支援を実施する。

## 2. 活動方針

重点産業分野としては、2004年度に引き続き、以下の6分野を取り上げる。

### イ. 「機械・部品」

機械・部品については、日本の「ものづくり」の根幹であり、優れた技術力をもった中堅・中小企業が数多く存在する。

2005年度は、他国企業に真似が出来ないような高い技術水準を持ったA) に属する中堅・中小企業に対し、成長著しい中国やアジア市場での需要拡大を踏まえてこれら地域での展示・商談会への出展支援を進めると同時に、欧米企業等への部品調達機会を積極的に提供する。

(具体的プログラム)

- ・機械・部品分野における中堅・中小企業の海外展開支援プログラム

### ロ. 「繊維」

繊維については、A) に属する企業に対し、市場拡大が著しい中国や欧米市場において、引き続き「ジャパノクオリティ」、「ジャパン・ブランド」を前面に押し出した商談機会の提供を行う。

また、東アジア・中国の素材力・縫製力が急速に向上していることを踏まえて、商談機会を提供する前段階として、世界市場に通用するマーケティング力、クリエイション力の向上を目指した情報提供等を積極的に行う。

(具体的プログラム)

- ・繊維分野における中堅・中小企業の海外展開支援プログラム

#### 八. 「地域伝統産品」

地域伝統産品については、地域の伝統を反映し世界に誇る高品質・高技能をもちながらも、これまで輸出に対する積極的な取り組みがなされていない中小企業等が存在する。

2005年度は、引き続き、A) に属する企業に対して商談機会を提供するとともに、B) に属する企業の輸出意欲を高めるための情報提供を積極的に行う。また、これらの支援に際しては、世界市場に通用するデザイナーへの働きかけを重視する。  
(具体的プログラム)

- ・地域伝統産品分野における中堅・中小企業の海外展開支援プログラム

#### 二. 「食品」

農林水産物を含めた食品の輸出促進に継続して積極的に取り組む。特に、所得向上の著しい東アジア諸国等への輸出促進を重点的に実施するため、「日本食品等海外市場開拓委員会」の提言をもとにユニークな日本の食文化や加工技術、「食」サービスもあわせ、世界の「食」に貢献していく。また、地方ニーズにきめ細かく対応するよう「農林水産ニッポンブランド輸出促進都道府県協議会」をはじめとした組織、団体とも密接な連携を図っていく。

(具体的プログラム)

- ・食品分野における中堅・中小企業の海外展開支援プログラム

#### ホ. 「IT・コンテンツ」

2005年度は、映画、アニメ、ゲーム等のA) に属する企業に対し、引き続き商談機会の積極的な提供を行う。また、音楽(J-POP)、コミック、キャラクターライセンス分野等については、B) C) に属する企業群が多い現状を受けて、海外において当該産業分野の広報を行うとともに、これら企業に対し、国・地域毎に異なる業界・バイヤー情報、進出ノウハウ等、関連の情報収集、提供を積極的に行う。また、他分野におけるわが国企業の海外展開支援を効果的に行うため、日本のコンテンツ(ソフト)と日本製品(ハード)を組み合わせたプロモーションを行う。

(具体的プログラム)

- ・IT・コンテンツ分野における中堅・中小企業の海外展開支援プログラム

#### へ. 「環境・医療・福祉」

環境、医療、福祉については、独自の技術、アイデアをもった中小企業等が数多く存在するものの、専ら日本の国内規制に準拠したビジネスが多く、海外展開の余地が十分ある。

2005年度は、これらB)に属する企業やA)に属する企業も含め、わが国同様環境問題に対する意識が高い国、高齢化社会が進んでいる国の関連規制情報を提供するなど、海外市場開拓の支援を行う。

(具体的プログラム)

・環境・医療・福祉分野における中堅・中小企業の海外展開支援プログラム

また、重点6分野の輸出促進支援を一層強化するため以下のプログラムを新規に実施する。

・輸出有望案件発掘支援プログラム

優れた技術力やオンリーワン商品など、有望な製品を持っていながらこれまで輸出経験がない、あるいは輸出ビジネスに本格的に取り組んでこなかった中小企業・製品を全国から発掘し、産業クラスター計画等と連携しつつ海外販路開拓を支援する。有望製品発掘、販路開拓のための各種アドバイスを行う専門家をリテインする。

・小規模事業者海外販路開拓支援プログラム

中小企業庁が2004年度から実施している「Japanブランド育成支援事業」で採択された31案件の中から、製品の完成度が高く、海外販路開拓意欲が高い案件を10件程度選定し、海外における商談会等を通じた輸出促進を支援する。

これらの事業を通じて、輸出商談件数を2005年度1年間で8,000件程度とする。また、輸出支援事業の利用者に対し「役立ち度」に関するアンケート調査を実施し、4段階評価で上位2つの評価を得る割合が7割以上とする。

## 対日アクセスの円滑化

### 1. 基本方針

- 1) 我が国産業の活性化や国際競争力の強化、地域経済の活性化、国民生活の向上等に資するため、IT、環境、医療・福祉、バイオなどの分野を中心に行う。
- 2) 対日アクセスの拡大が対日直接投資の促進に資するとの考えのもと、対日投資促進事業との有機的連携を図る。
- 3) 我が国製造業及び進出日系企業の部品・部材調達の円滑化に向け、逆見本市を含む、

各種支援事業を中国において展開していく。また、日本・中国・韓国の企業連携を意識した事業展開を図るとともに、日本と中国の先端技術企業間のビジネスアライアンスを支援する。

- 4) 我が国企業による海外の優秀な人材・頭脳の受入れを支援すべく、「ビジネス日本語能力テスト」及び「国際インターンシップ支援事業」を実施する。
- 5) 開発途上国等の産業構造の高度化を図り、我が国企業・進出日系企業の取引相手先の選択肢を拡大するため、開発途上国等の輸出産業近代化と製造業における裾野産業育成、IT・バイオ・環境などの新分野でのビジネスマッチングを通じた支援を実施する。

## 2. 活動方針

### 1) 重点分野への取り組み

IT、環境、医療・福祉、バイオなどの分野を中心に、高い技術力を持ちながら我が国に知られていない企業とのビジネスマッチングを行うため、国内において展示・商談会等を開催する。加えて、これらの対日アクセス案件を将来的に対日投資に結びつけられるようなフォローアップを行う。さらに、外国政府が行う対日ビジネス促進事業の一環として訪日する外国企業ミッションに対し、計画的にセミナー、商談会等の連携事業を組み合わせ、対日投資につなげていく。

(具体的プログラム)

- ・先進国環境技術導入支援
- ・先進国有望ビジネス対日アクセス促進
- ・新産業技術交流イニシアティブ

### 2) 我が国製造業及び進出日系製造業の部品・部材の最適調達と東アジア経済連携

部品・部材の調達を目的に海外において逆見本市等(日本国内における調達のための展示商談会を含む)を開催するとともに、対日アクセス円滑化に向けた各種支援事業を展開する。なお、中国においては、日本・中国・韓国の企業連携を意識し、各国のセットメーカーや部品メーカーなどの双方向的な部品・資材の調達/販路拡大を促進するため、展示会などの事業を展開する。さらに、日本と中国の先端技術企業間のビジネスアライアンスを支援するため、マッチングの機会を提供する。

(具体的プログラム)

- ・日中韓ビジネスイニシアティブ
- ・中国部品調達支援

### 3) 輸入住宅関連

東京および大阪の「輸入住宅部材センター」および、名古屋・広島「輸入住宅展示場」は、2005年度をもって廃止する。

( 具体的プログラム )

- ・ 輸入住宅・部材分野対日アクセス支援

### 4) 欧米等からの自動車・部品

大阪・名古屋の「輸入車ショールーム」は2005年度をもって廃止する。

( 具体的プログラム )

- ・ 欧米等自動車・部品普及促進

### 5) 個別案件対応

重点分野を中心とした個別の対日アクセス案件に対しては、個別案件の紹介に加え、引き合い情報、案件ごとの顧客・パートナー候補のリスト作成・提供および当該分野の日本市場での動向を機構の海外事務所等にフィードバックし、案件の成約に努める。また、訪日企業に対しては、対日投資・ビジネスサポートセンター（IBSC）において、テンポラリーオフィスの提供、専門家によるアドバイス等を行う。

( 支援ツール )

- ・ 対日投資・ビジネスサポートセンター（IBSC）運営

### 6) 海外からの人材・頭脳の受入れ

外国人の日本語によるビジネスコミュニケーション能力（日本語で商談等を円滑に行える能力）を客観的に評価する「ビジネス日本語能力テスト」を国内外で実施する。また、我が国企業の国際競争力強化に資する優秀な人材確保のため、支援ツールとして「国際インターンシップ支援事業」を実施する。

( 具体的プログラム )

- ・ ビジネス日本語能力テスト
- ・ 国際インターンシップ支援事業

これらの事業を通じて、対日アクセス円滑化事業の利用者に対し「役立ち度」に関するアンケート調査を実施し、4段階評価で上位2つの評価を得る割合が7割以上とする。

### 7) 開発途上国等の産業育成支援

- イ．案件選定及び目標の設定にあたっては、相手国政府における重要度、現地側の自助努力、支援体制の構築度合い及び我が国企業・進出日系企業のニーズ、将来の取引

実現に向けた可能性の高さなどを踏まえる。

ロ．事業成果や対象国の技術レベルの向上度合い等を評価するための関係企業・団体との意見交換の枠組みを整備した上で、プログラムの中身を編成する。

ハ．また、プログラムを地域横断的な内容に編成することで、事業実施の効率化を推進する。

ニ．国際協力機構（JICA）や海外貿易開発協会（JODC）、海外技術者研修協会（AOTS）などの我が国関連他機関と連携し、プログラム全体の効率性、有効性の向上に努める。

#### ホ．アジア地域

アジア地域では進出日系企業の集積がある国・地域においては、日系企業に資する裾野産業育成や事業環境整備に焦点を当てて実施する。また、日本企業の関心が高く、将来のビジネス展開が期待できるITやバイオ等新産業分野も取り上げる。伝統工芸品等の有望輸出産業等の育成支援は、特にカンボジア・ラオス・ミャンマー・ベトナム（CLMV）を念頭において取り組む。

#### ヘ．中南米地域

中南米地域では、新たにCDM(Clean Development Mechanism)分野への取り組みを大きな柱として事業を展開していく。また、従来の食品や裾野産業育成分野も継続実施する。

#### ト．中東・アフリカ地域

アフリカ開発会議（TICAD：Tokyo International Conference on Africa's Development）アジア・アフリカ貿易・投資促進会議にて表明された、我が国の対アフリカ貿易投資促進支援の方針に基づいて、機構の海外事務所所在国を主とした事業を実施する。具体的には、食品分野等を中心とした輸出産業高度化支援と、日系企業の進出も見られる南アフリカでは裾野産業等の育成も行う。また、貿易促進機関としての機構のノウハウを活用した支援も実施していく。

#### チ．太平洋諸島地域

我が国との経済関係は未だ希薄であるが、多数の国々が散在し、我が国に対して友好的である太平洋島嶼国との経済関係の窓口機能を維持・強化する観点から、専門家の派遣や研修員の受入れを通じた産業育成事業等を実施する。

## リ．欧州・C I S 地域

中東欧諸国においては、E U加盟の動向を踏まえ、E U経済圏の枠内での支援が期待できる国については、機構による政府開発援助（O D A）を活用した支援は順次終了させていく。中央アジア諸国への支援は、ウズベキスタンを中心に実施し、非石油・ガス分野の産業育成を目指し、対日ビジネス支援に取り組んでいく。

## 地域の国際化による地域経済活性化の支援

### 1．基本方針

国内外のネットワークとその機能を活用し、国内地域と海外地域との国際経済交流による地域経済活性化を図るため、「ローカル・トゥ・ローカル産業交流事業（L L事業）」を実施する。選定に当たっては選定基準表を元に行い、外部の意見を取り入れる等して採択の透明性を高める。また利用者の利便性を高めるため年度間2回の募集を行う。また同事業の成功事例等の成果普及を行う。

さらに、経済産業省・局と連携し、産業クラスター計画に属する地域の中堅・中小企業による輸出、技術交流、海外企業との連携案件の発掘に努めるとともに、国内の産業クラスター計画と海外の産業集積との交流・連携を図る。

### 2．活動方針

L L事業の実施にあたっては、以下の活動方針で事業を行う。

- 1) 目標を事前に設定するとともに、受益者負担を求めつつ、外国企業や産地に関する調査、ミッション派遣・受入れ、商談会・シンポジウムの開催等の支援スキームを提供する。
- 2) 2004年度以前から継続して実施している案件については、それまでの業績評価を踏まえて、実施する。
- 3) 国内外の産業集積（産業クラスター計画も含む）に着目し次の6つの観点から、交流目的や具体的な交流計画が明確で、対象地域双方に相互補完的なメリットがある案件を取り上げる。特にイ、ロを重点とする。ハ、ニ、ホについては、他事業等と連携を図りながら実施する。

### （具体的プログラム）

#### イ．産業創出地域交流プログラム

- ロ． 技術ノウハウ導入プログラム
- ハ． 海外販路拡大プログラム
- ニ． 対日投資プログラム
- ホ． 開発輸入プログラム
- ヘ． 都市・地域再生プログラム

4) 機構の「中小企業等の輸出支援」事業と同様に以下の6分野を重点分野とする。 環境・医療・福祉、 機械・部品、 IT・コンテンツ、 繊維、 伝統産品、 食品等を設定する(ただし、対象を同分野にのみ限定するものではない)。

5) 地域経済活性化の見込める経済交流地域・対象を国内外ニーズより発掘するとともに、成果達成のために専門家・専門機関等の知見を得る。

産業クラスター計画に属する地域企業の販路開拓等の具体的な支援に際しては、海外調査、ミッション派遣、展示会等既存の事業を活用する。

これらの事業を通じ、本事業の利用者(LL事業を推進している地方公共団体等や産業クラスター計画の推進組織を含む。)に対し、「役立ち度」に関するアンケート調査を実施し、4段階評価で上位2つの評価を得る割合が7割以上とする。

## (2) 貿易投資円滑化のための基盤的活動

海外経済情報の収集・調査・提供

### 【情報の収集・調査】

#### 1. 基本方針

海外情報の収集・調査については、我が国企業の経営判断に役立つことを目指して実施する。そのため、諸外国における基礎情報の収集については、顧客ニーズを踏まえ、ビジネス実務に役立つ貿易投資・環境・競争・消費者保護・規格基準・法務・税務・労務・会計・知的財産権等の制度関連情報、産業・市場・商品情報、技術情報、引き合い情報に重点をおく。なお、海外情報の分析結果に関して、我が国政府の政策に関連するものは、政策立案に資するべく提供する。

#### 2. 活動方針

- 1) 知的財産権については、東アジア諸国を中心に制度の整備・運用状況や模倣品・海賊版への対応策を調査する。また、その結果を、セミナーや各種媒体により知的財産権問題を抱える我が国企業（進出日系企業を含む）に積極的に提供する。加えて、権利侵害を受けた企業の要望に応じた侵害実態把握のための調査を1/3の受益者負担を得て実施し、情報提供する。
- 2) 顧客が求める情報（ニーズ）に応じた調査を行うため、T I C (Trade Information Card)（貿易投資相談案件データベース）、日々のお客様等からの問合せ、利用者のアンケート結果、「ジェットロ海外情報ファイル」のログ等の分析等によって企業の情報ニーズを把握し、調査に反映させる。また、調査結果は外部評価をうけ、質の向上につなげる。
- 3) F T A / E P A 関連については、政府ベースの円滑な F T A / E P A 交渉に寄与することをねらいとして、我が国企業及び進出日系企業等の貿易・投資の具体的なビジネス上の障害事項の実態・改善要望の把握、例えば、日本・A S E A N 経済連携のサポートとしての大メコン地域にかかる調査、 F T A などの地域経済統合（ヒト、モノ、カネ）の取り組み状況など情報の収集・解析、地域統合を睨んだ各国企業の戦略・域内分業の動向といった3つの視点、に重点を置く。
- 4) 複数の海外事務所が連携・分担して統一のテーマについて行う調査については、「 F T A / E P A 関連」、「輸出支援関連」、「農林水産・食品関連」等を切り口として、調査を行う。
- 5) 企業の海外事業展開戦略策定の参考とするため、「進出日系企業実態調査」を引き続き実施する。実施にあたっては、情報の精度の向上とともに効率化に努める。
- 6) 諸外国での事業活動に要する基本的なコスト比較を行う「投資関連コスト比較調査」を引き続き実施する。
- 7) アジア諸国の進出日系企業の景況感を短期的に把握するため、「アジアクイック D I 調査」を効率化して実施する。
- 8) 諸外国との産業・技術交流を円滑に進めるための参考として、各国における技術動向や産業技術政策に関する情報を引き続き収集・調査する。また、海外でのハイテクベンチャー関連の人的ネットワーク形成（インキュベーター、T L O、ベンチャーキャピタル等）やハイテク産業概況の情報収集を効率的に行う。具体的には、我が国科学技術政策の重点分野とされる ライフサイエンス、 情報通信、 環境、 ナノテク

ノロジーに重きを置く。

- 9) 上記の他、地域横断的な産業調査、WTO加盟主要国の通商政策・対日政策に関する情報収集、各国の安全保障貿易規制制度調査、海外における最新の展示会情報や見本市業界の動向に関する調査等を行う。また、主要各国における石油流通の現状やエネルギー政策に関する調査、主要各国の原子力政策や世論動向等に関する調査等を行う。さらに、海外の農産物の生産、価格、農業施策、貿易動向に関する調査、開発途上国の農林水産物の生産・加工実態や主要先進国の農林水産物需要動向・貿易制度等の調査等を行う。

我が国産業界が求める海外の産業動向や制度等の調査については、夫々の産業界からの受託により実施する。また、中小企業の国際ビジネスに必要な製品・市場等調査については、1/2補助にて実施する。

#### 【情報提供】

##### 1. 基本方針

機構が収集・調査した情報をその内容や想定される顧客（ユーザー）層に応じて、ウェブサイト、電子メール、紙媒体、映像媒体、セミナー等の各種媒体によって提供する。

##### 2. 活動方針

- 1) ウェブサイトで、「ジェトロ海外情報ファイル」（「貿易投資相談Q & A」を含む）、「TTPP (Trade Tie-up Promotion Program) 」、「J - m e s s e（見本市・展示会情報総合サイト）」等を効率的に運営する。内容の充実等を図ることによりアクセス件数の増加を図る。また、電子メールとウェブニュースの両手法にて提供される「通商弘報」については、電子媒体のメリットを生かし、情報の充実に努める。
- 2) 出版物として、「ジェトロセンサー」、「ジェトロ貿易投資白書」、「アグロトレード・ハンドブック」、「Food & Agriculture」、「トレードフェア・ワールド」といった定期刊行物や各種単行書等を制作・提供する。
- 3) テレビ及びインターネットで提供する映像メディアによる情報提供については、他の情報媒体との連携や、各種事業の広報・成果普及に活用する。とくに、地方での一層の活用を図る。
- 4) セミナー・シンポジウムは、海外情報を収集・調査した結果の普及を目的とし、大阪

本部・貿易情報センター等と協力しつつ実施する。

## 【貿易投資相談】

### 1．基本方針

- 1) 貿易・投資相談業務と専門図書館の運営を通じて、国際ビジネス展開に役立つ情報の提供を中心に我が国企業の個別ビジネスを支援する。
- 2) 「お客様第一主義」と「受益者負担」の双方を徹底し、ビジネスサポートサービスの各種メニューに対してお客様が満足してご利用いただけるよう体制整備に向けて必要な資源を投入する。
- 3) 貿易・投資相談の質的向上のため、職員等の知見の向上を図るべく各種研修等を実施するほか、貿易情報センター等への情報提供サポートを実施する。

### 2．活動方針

- 1) 貿易・投資相談業務については、関税率や企業の照会といった一般的な貿易相談に加え、特に輸出市場として我が国中小企業が強い関心を持つ中国やアジアに重点を置き、内外における個別ビジネス支援のための体制整備を図る。具体的には、地域事情に合致したビジネス方針の策定、取引企業の選定等に関して、機構の海外事務所ネットワークと有機的に連動した活動支援など、相談者の求める多様なニーズに対応するべく、より専門的な情報提供や具体的な相談業務を行うための体制整備に引き続き努める。特に、輸出促進支援・強化の観点からアドバイザーを継続して配置する。  
また、専門的コンサルティングや貿易実務の代行の要望にも対応するため、弁護士・会計士・認定貿易アドバイザー等の外部専門家の登録・紹介サービスの活用促進を図る。取引のトラブルに関する相談機能強化のための日本商事仲裁協会との連携も継続する。  
貿易・投資相談の質的向上のため、データベース研修や地方貿易情報センター赴任者研修等を実施するほか、貿易情報センターやF A Z支援センター等で対応が困難な相談について本部より情報提供を行う。
- 2) ビジネスサポートサービスの一層の普及を図り、顧客のニーズを的確に把握し、海外事務所ブリーフィングの提供、ビジネス・アポイントの取得、海外ビジネス・サポートセンター(海外B S C)の利用、海外簡易情報照会および海外市場調査の実施など、適切な個別支援メニューに結びつけることで、ビジネス具体化のための支援を強化す

る。

- 3) 海外アドバイザーの相談案件の継続入力や登録データ検索方法の研修実施など、TICを充実させることにより、情報共有化、貿易投資相談の迅速化、内容の平準化を一層進める。TIC登録データについては月次で報告を取りまとめ、調査事業はもとよりミッション派遣など各種事業の企画立案に向けたマーケティング・データとしての内部活用を促進する。
- 4) ビジネスライブラリーは、我が国企業と機構が接するフロントラインおよび組織内の情報インフラとして、利用者ニーズを反映した資料の収集を行うとともに、電子化の拡充を継続する。また、より使いやすいライブラリーとするために、配架方法や各種サービスの改善に努める。さらに、貿易投資相談部門との連携によるレファレンスの機能の強化を図る。
- 5) 「FAZ支援センター」はFAZ法の趣旨に則り、地域における対日アクセス・対日投資促進に取り組んでいくが、特に現下の政策課題に鑑み、2005年度以降は、対日投資促進に重点を置いた情報発信や個別の相談業務等を行っていくこととする。また、地方自治体の要望を受け、地域における情報提供、相談業務を支援する新たな事業を開始する。
- 6) 長期専門家については、対日アクセス案件および対日投資案件を発掘する。また、必要に応じて貿易・投資相談に応じていく。なお、今後、長期専門家の新規派遣は行わず、2005年度をもって事業を終了する。
- 7) 会員事業は、引き続き新規会員の獲得に組織をあげて取り組む。メンバーに対する「情報提供」から「ビジネス支援」に主眼を置き、メンバー割引制度を利用いただくことで、機構の各種有料ビジネスサポートサービスの活用を促す。
- 8) 貿易に関する高度な知識・ノウハウ・経験を有する人材を認定する「貿易アドバイザー認定試験」を実施する。さらなる受験者層の掘り起こしを図るため、潜在的な受験者が多いと見込まれる地方自治体、同関連団体、地方の商工会議所等をターゲットとした広報を引き続き進める。  
また、貿易投資アドバイザーが常駐していない地方において、これまでに認定されたアドバイザーを活用した巡回相談を実施する。
- 9) 「貿易実務オンライン講座」については従来の「基礎編」に加え、貿易実務の中級者向けのより高度な知識、ノウハウを学習させる「応用編」の受講を促進する。引き続

き受講料による100%受益者負担で行う。また、個別企業訪問や貿易投資相談等の場での個別紹介など、積極的な広報を行い受講者を拡大する。

- 10) 見本市・展示会産業においては、経営者、実務担当者、経済波及効果の研究者など多方面にわたる人材育成が喫緊かつ重要な課題となっている。このため、見本市・展示会の企画・立案から実施にいたるまでの諸業務と関連分野を総合的に習得し、実務知識と世界の見本市展示会ビジネスの動向について理解を深めるための見本市・展示会講座を開催する。

これら事業を通じて、利用者に対し「役立ち度」に関するアンケート調査を実施し、4段階評価で上位2つの評価を得る割合が7割以上とする。

## 海外への情報発信

### 1. 基本方針

我が国と諸外国の経済交流をより一層円滑にするため、北米、欧州、アジアを中心とした諸外国の企業等に対し、日本とのビジネスに関心を喚起させ、日本とのビジネスの魅力を理解せしめるための情報発信を行う。

### 2. 活動方針

- 1) 情報発信の具体的な内容は以下の6つのテーマを中心とする。
- ・我が国の貿易・経済動向
  - ・我が国の経済構造改革、規制緩和等政府施策の動向
  - ・上記の結果生じている我が国市場の変化と新たなビジネスチャンス
  - ・外国企業の対日ビジネス成功事例
  - ・我が国の優れた技術や商品・サービス、活力ある中小企業の事例
  - ・我が国の主要な市場（産業）の動向
- 2) 機構の海外事務所においては、機構の職員（駐在員）自らが情報発信の内容とターゲット（対象者層）を明確に意識して、最適な手法を用いて情報発信を行う。海外事務所の効果的・効率的な情報発信を後方支援するため、1)についての記事を継続的かつタイムリーに海外事務所に提供するとともに東京本部のウェブサイトを通じて発信する。
- 3) 海外主要国(都市)においては、我が国経済への関心を高める海外情報発信を強化する

方策の一つとして、最新の日本経済事情等を紹介するセミナーを開催し、日本の実情に対する正しい理解と対日ビジネスへの関心を促す。

- 4) 本部からの情報発信は、英文ウェブサイトを中心と位置付け、分かりやすさ・効率性・質的な充実を目指したコンテンツとデザインを作成するとともに、体制面での強化を検討する。
- 5) 本部において、在日外国プレス懇談会の開催や取材協力を引き続き実施するとともに、同プレスに対する情報発信を強化し、日本の活力ある面をアピールする。併せて、機構の活動を紹介するため、在日外国大使館、外国プレス、外国商工会議所、各国貿易・投資振興機関関係者等を対象とした組織横断的な情報発信の場を設ける。
- 6) さらに海外で開催される主要な見本市に参加・出展する海外ビジネスパーソンに対する情報発信のため、機構による「ジェトロブース」を出展し、パネル、パンフレット、ビデオ等を活用した情報発信を行う。
- 7) グローバルな経済関連国際会議や有効な二国間会合への参加を通じて、情報発信する。
- 8) 海外からの有力者招へいや海外におけるオピニオンリーダーおよびビジネス・リーダーとの交流を深め、人的ネットワークの維持・拡大を通じ、情報発信のための基盤整備を図る。
- 9) 2005年に開催される「愛・地球博」の開催に関わる支援を行う。

我が国企業に対する海外の事業活動円滑化支援

#### 1. 基本方針

- 1) 東アジア経済圏等ボーダーレスな市場形成が進む中で、我が国中小企業等の海外展開は従来以上に加速している。本事業では、企業の経営判断に役立つ情報をタイムリーに提供し、海外における企業活動の円滑化を支援することで、我が国経済の拡大発展に寄与することを目指す。
- 2) 中国の市場開放や経済発展と、日本企業のグローバルな展開の必要性増大に伴い、日本企業の対中直接投資は件数・金額の増加とともに、業種、地域でも広がりを見せている。一方、中国ビジネスには、不透明、不安定な条件やリスクがあり、中国進出日系企業に対する機構の支援のニーズは一層高まっている。また、進出日系企業の抱え

る問題を進出日系企業の総意として中国政府に伝えるパイプ役としての機構の役割も期待されている。かかるニーズに対応するため、中国に重点的に資源を配分する。

3) F T Aの進展などを背景に、海外進出日系企業の情報ニーズは、進出先の法務・労務・税務等の制度情報のみならず、進出先以外の第三国情報、販売先・調達先としてのマーケット情報に拡大している。このため、かかる情報ニーズに対応するための活動に取り組む。

4) 経済連携に向けた世界的な動きが活発化する中、我が国とアジア諸国が共に持続的な成長を遂げるためには、各国相互の利益となる経済システム・制度の整備を通じて、アジアの経済連携を推進していくことが必要となってきた。中でも環境保護・省エネルギーの推進、基準認証の制度整備・共通化、物流の効率化、知的財産権の保護、産業人材の育成等が重要な課題となっている。

特に、環境・エネルギー分野の制度整備は、進出日系企業の活動円滑化やビジネス機会の創出においても重要となる。これを踏まえ、開発途上国等における環境・エネルギー関連の各種制度の整備・運用の改善が実現することを目指して本活動を行う。協力対象の選定にあたっては、相手国政府の要望と当該国で活動する我が国企業（日系企業を含む）への裨益度を勘案して決定する。

## 2. 活動方針

1) 中国5拠点（香港を除く）において、日本企業の多様な相談、照会に対応するための「日系企業支援センター」の機能を設置し、中小企業等の相談対応を行う。また、定期的な巡回などを活用した近隣都市を含めた進出日系企業への情報発信を積極的に行う。更に、電力問題や開発区問題など、進出日系企業が共通に抱える問題について、現地日本人商工会等と連携し、企業総意をとりまとめ、現地政府に提言する等、現地の投資環境改善に資する活動に積極的に取り組む。このために必要な、海外投資アドバイザー事業、外部専門家のリテイン事業、円滑化事業等の資源を重点配分する。

2) アセアン3箇所の海外ビジネス・サポートセンター（海外B S C）においては、アドバイザー、外部専門家リテイン事業を活用し、進出を具体的に検討する日本企業に対し、より高度で専門的な内容の問い合わせや法人設立準備業務に対応する実効性のある支援を行う。また、海外B S Cを活用し、現地進出を果たした企業を含めた日系企業の総合的なサポートセンターとしての地位を確立する。

3) 上記1) 2) 以外の機構の海外事務所においては、我が国企業の海外での円滑な事業展開に資することを目指して、海外投資アドバイザーによる相談対応やセミナー、調

査、資料、ウェブサイトなどのツールを効果的に活用したタイムリーな情報提供を行う。

- 4) また、アジア、中南米を中心に、海外の日本商工会、もしくはそれに相当する団体と協力し、現地投資環境改善に資する活動を行う。
- 5) 日系企業の情報ニーズは多様化しており、特に F T A の進展などを背景に、在北米企業に対する中南米情報、在アセアン企業に対する中国 / 南西アジア情報、在西欧企業に対する中東欧情報など進出国以外の第三国情報、販売先・調達先としてのマーケット情報ニーズが高まっている。かかる情報について、海外事務所間での連携をはかり、セミナーやミッション派遣、調査などを通じて積極的に提供する。
- 6) 日本国内においては、中堅・中小企業をはじめとする企業の東アジア等の投資環境に対する情報ニーズに対応するため、機構主催のミッション派遣やセミナー、ウェブサイトなどを通じて最新の情報を提供する。
- 7) アジア地域の環境・エネルギー分野において、政策対話を通じ、同分野の共通認識を醸成する。その上で、各国の実情に応じた制度構築等を通じ、我が国の技術・ノウハウの普及を図り、対象国と日本の相互の利益に貢献する協力事業を実施する。
- 8) 事業実施段階において機構の協力が実際の制度・運用等の改善・整備につながるよう、進出日系企業等との意見交換の枠組みを整備した上で、2005年度の新規及び継続プログラムを実施する。
- 9) 国際協力機構 ( J I C A ) や海外貿易開発協会 ( J O D C ) 、海外技術者研修協会 ( A O T S ) などの我が国関連他機関と連携し、プログラム全体の効率性、有効性の向上に努める。

これらを通じて、進出日系企業等、本事業の利用者に対し「役立ち度」に関するアンケート調査を実施して、4段階評価で上位2つの評価を得る割合が7割以上とする。

### (3) 開発途上国経済研究活動

開発途上国に関する調査研究

#### 1. 基本方針

アジア経済研究所は、近年の開発途上国・地域を取り巻く国際情勢・環境の激変を踏まえ、以下の視点に基づきそれぞれの国・地域に密着した経済、政治、社会及び地域横断的な開発に関わる基礎的・総合的研究を実施する。

- ・経済のグローバル化がもたらす超国家的な現象が開発途上国・地域に与えるインパクトの検証
- ・市場経済化や民主化などの世界的潮流に対して、それぞれの反応を示す開発途上国・地域の固有性の解明
- ・ミクロ的行動主体（家計・企業）その意思決定に影響を及ぼす制度および両者の相互作用の検討
- ・包括的開発援助のあり方の考察及び我が国の経済・技術協力政策策定に資する基礎情報の提供

## 2. 活動方針

中期目標・中期計画で謳われている「東アジア域内の経済発展に向けた調査研究」に重点を置くことを踏まえ、2005年度の研究課題を重点研究、プロジェクト研究、機動研究、基礎研究に分類し、それぞれの研究を実施する。また、社会的ニーズに応えるため、公共性の高い受託研究を実施する。

### 1) 重点研究

#### イ. 「東アジアの地域統合」研究

東アジアではF T Aを含んだ経済連携協定への動きが加速している。しかし、F T A締結にあたっては、我が国を含む東アジア諸国の国境措置の緩和に加え、国内構造改革という障害を越えなければならない。こうした障害や問題点を明らかにし、東アジアにおける経済連携の実現を展望するために、以下の研究会を発足させる。

（具体的研究課題）

- ・東アジアF T A構想と日中間貿易投資
- ・東アジアの挑戦：F T A統合市場と各国経済の共存
- ・「空間経済学」から見たアジア地域統合

#### ロ. 「アジア域内経済関係展望」研究

2003年度・2004年度を通じ、中国と南アジア、中国と東南アジアの貿易投資・経済協力関係について研究を実施した。2005年度には、I T産業と二輪車産業を事例とした、アジア域内における地場産業の展開、国際分業の実態に関する研究を完成させる。

( 具体的研究課題 )

- ・ 東アジア I T 製造業の国際分業
- ・ アジアの二輪車産業 - 貿易自由化時代における地場企業発展の展望

#### 八 . 「 C L M V 開発展望 」 研究

A S E A N 新規加盟国 ( C L M V : カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム ) が地域経済統合に参加することによって、各国の経済、政治、社会の諸側面で生ずる課題について調査研究を行い、今後の開発展望を究明する。 2 0 0 4 年度までに 4 カ国の国別研究を完成した。 2 0 0 5 年度には、これら国別研究を統合し、 C L M V 諸国の工業化を展望する総括研究を実施する。

( 具体的研究課題 )

- ・ C L M V 諸国の工業化展望

#### 2 ) プロジェクト研究

アジア諸国の政治・経済状況を把握するために、アジアの動向分析を実施する。また、アジア諸国や開発途上国・地域の経済状況を定量的に把握するために、経済予測、産業関連構造の分析、貿易統計の整備を引き続き実施する。さらに、我が国の経済・技術協力政策策定に資するための基礎調査を実施する。

( 具体的研究課題 )

- ・ アジア諸国の動向分析
- ・ アジア工業圏経済展望 ( )
- ・ アジア諸国の産業関連構造 ( )
- ・ 貿易指数の作成と応用 ( )
- ・ 経済協力支援基礎調査

#### 3 ) 機動研究

国民の関心の高い課題、緊急発生的な問題に随時対応し機動的に調査・研究を実施するとともに、その成果を迅速かつ的確に、多様な手段を用いて発信していく。研究課題は随時設定する。

( 具体的研究課題 )

- ・ ブッシュ政権 2 期目のアメリカの中東政策と中東の対応
- 以下、随時研究課題を設定する -

#### 4 ) 基礎研究

開発途上国・地域に密着した経済、政治、社会及び地域横断的な開発に関わる基礎的・総合的研究を実施する。また、従来の地方自治体との「地方連携研究」を発展させ、大学、研究機関、地方自治体等との「連携研究」に拡大して実施する。

( 具体的研究課題 )

【アジア】

- ・ 経済危機後の韓国：成熟期に向けての経済・社会的課題
- ・ マレーシアにおける開発と国民統合：マハティール政権の 22 年
- ・ ベトナムの工業化と地場企業
- ・ 西・中央アジア諸国における社会的亀裂と政治体制
- ・ タイの政治・行政改革：1997 年憲法からタクシン政権へ
- ・ ドイモイ下ベトナムの「国家と社会」
- ・ 南アジアにおけるグローバリゼーション：雇用・労働問題に対する影響
- ・ アフガニスタンおよび周辺諸国の国際関係
- ・ アジア諸国の環境アセスメント制度とその課題
- ・ アジアとその他地域の産業集積比較：集積発展の要因
- ・ アジアにおけるリサイクル
- ・ 台湾ハイテク産業の生成と発展
- ・ インドネシアにおけるアジア通貨危機の実物部門への影響
- ・ 日本の地域産業振興の経験と開発途上国への教訓（立命館アジア太平洋大学との連携）
- ・ 中国内陸部の地域開発戦略 - 西南地域の事例（山口大学との連携）

【中東・アフリカ・中南米等】

- ・ イランの不動産取引をめぐる法と慣行
- ・ アフリカの個人支配再考
- ・ ラテンアメリカ新一次産品輸出経済論 - 構造と戦略 -
- ・ 新興工業国における雇用と社会政策
- ・ 初等教育の普遍化：実現のメカニズムと政策課題
- ・ 開発戦略と地域経済統合 - エジプトを中心に -
- ・ アフリカ諸国における外資企業の新展開

【テーマ別】

- ・ グローバリゼーションと途上国農村経済主体の変容
- ・ 経済環境変化と農村家計のミクロ経済分析
- ・ 開発途上国における経済法制改革とグローバル化
- ・ 農村開発と農村研究
- ・ 開発問題と福祉問題の相互接近 - 障害を中心に -
- ・ 開発途上国における金融市場と貨幣
- ・ 雇用を通じた貧困削減
- ・ 発展途上国の地方分権化と環境政策
- ・ 途上国市場の不完全性とマクロ経済への影響
- ・ グローバル化と食の安全：開発途上国への影響 基礎理論

・国際環境レジームと発展途上国 基礎理論

5) 受託研究

政府各機関、援助関連機関、国際機関、民間企業等からの受託研究を実施することで、公的機関としての研究所の役割を果たすとともに自己収入増を図る。

これらの事業を通じて、外部専門家の査読による評価を行い、5点満点の総合評価で平均3.5点以上とする。

開発途上国に関する資料収集・情報提供

1. 基本方針

2005年度研究所図書館は、引き続き我が国における開発途上国研究の共通インフラとの位置付けをベースにして、利用する顧客の満足度の引き上げを中心に、次の点に配慮した活動を行う。

2. 活動方針

1) 開発途上国の経済、政治、社会に関する基礎的な資料・情報を収集・整理し、広く国内外の研究者などに開放・提供するため、2003年3月に作成した「資料収集方針・選書基準」に基づき資料収集を効率的に行い、迅速な整理・提供を行う。

2) 遠隔地利用者及び非来館利用者の利便性を高めるため、2003年度から開始した新着アラートサービス（希望雑誌の最新号到着情報・希望分野の新着資料情報の配信）の登録件数を増加させ、年間利用者数450人以上を達成させる。

3) 図書館利用者に対するサービスを充実させるため、以下の取り組みを行う。

イ. 図書館棟4階オープンスペース部分に積層書庫を設置するとともに、資料の配架調整を行う。さらに、これまでにアジア動向年報用に作成した新聞クリッピング資料ファイルの配架も併せて行う。

ロ. 途上国研究の専門図書館として機能させるため、各種研修や海外の資料情報調査を通じて、図書館職員の専門性を向上させる。

ハ. 利用者アンケート、ご意見箱、調査研究懇談会などを活用して、顧客の満足度や

利用者ニーズを把握する。

ニ．独自性のあるデジタルライブラリー構築のための調査・検討・基盤整備を継続するとともに、一部パイロット版の構築を行う。

ホ．幕張移転後5年を経過したことを踏まえ、書庫環境調査を実施し、温湿度管理、遮光など図書資料保存の観点からの劣化対策を検討する。

ヘ．「途上国理解市民フォーラム」の開催など図書館からの情報発信活動を積極的にを行うとともに、国立国会図書館、国立情報学研究所などの関係機関・団体との連携の下でサービス向上のための取り組みを行う。

これらを通じて、利用者アンケートを含む図書館の総合評価を行い、5点満点で平均3.5点以上とする。

## 【成果普及】

### 1．基本方針

研究所の研究成果を官庁、産業界、学界、国民各層に幅広く提供し、政策形成、学術水準の維持・向上、開発途上国・地域理解の促進等に資するため、効率的・効果的な手段による成果普及活動を行うとともに、自己収入の増加を目指す。

### 2．活動方針

1) 単行書については、全て査読を経た上で出版することにより質を確保するとともに販売数の拡大を目指す。定期刊行物については、和文・英文機関誌の現在の評価を維持・向上させるとともに、「アジ研ワールド・トレンド」の有料販売を引き続き拡大する。また、国民に向けた入門書、啓蒙書等、広く販売が期待されるものについては外部商業出版ルートを開拓する。一方、研究成果を世界に向けて発信するため、英文出版物及び海外出版ルートを拡充する。以上により、年間で60点以上の有料出版物発行を実施する。

2) 研究所ウェブサイトについては、従来のトピックレポート、和文・英文機関誌、研究所年報等に加え、ディスカッション・ペーパー（英文）、シンポジウム成果等を掲載し、広範で即時的、効果的な情報発信を行い、アクセス件数を増加させる。また、新たに調査研究報告書のウェブ上への公開を行い、論文等のダウンロード数の増加を図

る。以上により、年間ウェブサイトアクセス件数215万件以上、論文等ダウンロード件数37万件以上を目指す。

- 3) 途上国理解を促進するため、各界ニーズに応じた多様なテーマを設定し「専門講座」、「夏期公開講座」、「都心・幕張講演会」、「地方講演会」等を開催する。その際、引き続き本部、貿易情報センター及び関係機関等との連携・協力を図る。また、海外においても、海外事務所等と協力し、時宜に応じたテーマの講演会を開催する。以上により、年間27件以上の講演会、セミナーの開催を実施する。
- 4) 賛助会員制度については、サービス内容等の検討を行い、漸減傾向にある法人会員の維持に努めるとともに個人会員の新規加入の促進に努める。特に、各種学会の会員、NGO・NPOの役職員などをターゲットとして積極的な勧誘を行う。

開発途上国に関する研究交流・人材育成

## 【研究交流】

### 1. 基本方針

国内外の研究機関、研究者との研究交流促進及び途上国研究ネットワーク強化を図り、研究所が国内外の開発途上国研究のセンター機能を果たすため、以下の活動を行う

### 2. 活動方針

- 1) 海外研究員（海外調査員、海外派遣員）については、受入機関との意見・情報交換を行うとともに、開発途上国・地域が直面する重要課題等に関する現地研究会活動を実施し、人的交流・研究交流及び英文研究成果の現地での普及を行う。また、途上国及び欧米諸国等の政府高官、研究所長、大学関係者などの研究所への訪問に対応し、積極的な討議、意見交換を行い開発途上国研究交流拠点(ハブ)としての責務を果たす。
- 2) 海外客員研究員の活動を効果的に行うため、所内の研究者との協働、研究会への参画、研究事業への助言、開発スクールへの出講等を促進する。引き続き、他機関等の財政負担による海外客員研究員、インターンシップ生を積極的に受入れ、研究所事業活動への活用を図る。また、新たに国内客員研究員（無給）を招へいし研究交流を促進する。
- 3) 国際シンポジウム・ワークショップの開催、世界銀行、国際通貨基金（IMF）、G

DN（グローバル・デベロップメント・ネットワーク）等の国際会議への参加及び海外共同研究等を推進し、研究成果の向上を図る。国内においても、大学、研究機関及び学会等との協力・連携を行い、途上国研究ネットワークを広げていく。これらを通じて、年間60件以上の共同研究プロジェクトを実施する。

## 【人材育成】

### 1．基本方針

開発スクール（アイデアス：IDE Advanced School）において、研究所の途上国研究に関する豊富な蓄積と人的資源を活用し、途上国の経済・社会開発に寄与する高度な知識を有する開発専門家を育成する。

### 2．活動方針

#### 1）外国人研修事業

イ．国内大学、関係機関との連携を深め、外国人研修生に対し、日本の経済発展等に関する理論面および工場見学等の実地面双方による効果的な国内研修プログラムを提供する。

ロ．外国人研修生へのアンケート調査を踏まえ、より一層ニーズにあわせたカリキュラムの充実を行う。

ハ．修了生に対し、フォローアップセミナーによる再研修を行い、途上国の開発問題に関する問題点を共有し、更なる能力向上を行う。

ニ．受入れ対象国および派遣元機関の見直しを行う。派遣元機関におけるヒアリング調査を通して、開発スクールに対する研修ニーズの発掘並びに各機関とのネットワークを強化する。

#### 2）日本人研修事業

イ．日本人研修生については、開発問題全般に関する効果的な国内研修プログラムを提供する。

ロ．日本人研修生へのアンケート調査を踏まえ、より一層ニーズにあわせたカリキュラムの充実を行う。

ハ．海外主要大学院との協力関係を強化し、大学院修士号取得を促進する。また修了生及び援助関係機関等とのネットワークの強化を図り、就職活動のバックアップを行う。

ニ．開発問題に関心を有する人々を対象に、アイデア修了生による開発の現場での経験を踏まえた「開発問題セミナー」を行い、アイデア事業の成果の一般への還元・普及を行う。

これら研修事業について、内外研修生の修了時に行うアンケートによる評価で、4段階評価で上位2段階の占める割合が7割以上とする。

#### (4) 貿易投資円滑化のための基盤的活動と開発途上国経済研究活動との連携

両活動をより効果的に実施し、多面的な情報を与えることを可能とするため、これまで両部門に蓄積してきた地域・国別の基礎研究・調査、経済統計・データ、産業・技術情報、人脈等知見・ノウハウの組織的共有・活用を推し進める。また、研究会への相互参加、講演会・セミナーの共同開催、及び出版物への相互執筆等の連携を一層深めることで、両活動の調査・研究内容の深化、より効果的な成果普及を実現する。

### 3. 予算、収支計画及び資金計画

別添のとおり

### 4. 短期借入金の限度額

8,079百万円

### 5. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとする計画

なし

### 6. 剰余金の使途

- ・ 海外有識者、有力者の招へいの追加的实施

- ・ 職員教育の充実
- ・ 展示会、セミナー、講演会等の追加的实施（新規事業実施のための事前調査の実施を含む。）
- ・ 先行的な開発途上国研究の実施

## 7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

### (1) 施設・設備に関する計画

- ・ 出資金の運用により運営している輸入促進施設の見直しを円滑に進めるため、関係自治体等と事前に協議を行う。

### (2) 人事に関する計画

#### 職員専門性の向上

##### コース選択の指針の策定、実施

人事体系および能力開発の位置付けをさらに明確にする。人事体系については、コース制の導入により各職員が将来のキャリアパスを容易に描けるようにする。これにより、各職員の業務および自己能力開発に対するモチベーションを高め、組織の事業実施能力向上を図る。なお、個人の能力開発支援の一環として、若手職員に対する基礎パス（語学、貿易・投資実務、経済基礎研修等）を新たに設定するほか、中堅以上の職員に対し、通年の内部研修を設ける。さらに、国内大学院階層別研修の実施や自己啓発支援の拡大により職員のその時々々のキャリアステージに応じた支援を行う。

研究職員については、現地語研修、海外研究員としての派遣時期・派遣地の選定等、研究者としてのキャリアパスを考慮し、学問的な知見の蓄積のみならず広く現地事情に通曉した人材の育成を図る。

#### 採用形態の多様化

専門性を有する人材の採用により、組織の活性化や組織目標の達成を図る。任期付採用及び外国人採用の推進を行う。

予算(平成17年度)

(単位:百万円)

区 分	金 額
<p>収入</p> <p>    運営費交付金収入</p> <p>    国庫補助金収入</p> <p>    受託収入</p> <p>        うち国からの受託収入</p> <p>        うちその他からの受託収入</p> <p>    業務収入</p> <p>    その他収入</p> <p>計</p>	<p>24,463</p> <p>3,077</p> <p>10,684</p> <p>8,167</p> <p>2,517</p> <p>3,685</p> <p>92</p> <p>42,001</p>
<p>支出</p> <p>    業務経費</p> <p>    受託経費</p> <p>    一般管理費</p> <p>計</p>	<p>29,683</p> <p>10,004</p> <p>2,314</p> <p>42,001</p>

収支計画(平成17年度)

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	42,196
經常費用	42,193
貿易・投資振興業務費	25,275
開発途上国経済研究活動業務費	4,245
受託業務費	10,004
一般管理費	2,302
減価償却費	367
財務費用	3
臨時損失	0
収益の部	42,203
運営費交付金収益	24,363
国庫補助金収入	3,077
国からの受託収入	8,167
その他からの受託収入	2,517
業務収入	3,685
その他の収入(雑収入)	34
資産見返負債戻入	306
財務収益	54
臨時収益	0
純利益	7
目的積立金取崩額	0
総利益	7

資金計画(平成17年度)

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	99,286
業務活動による支出	41,830
貿易・投資振興業務費	25,277
開発途上国経済研究活動業務費	4,247
受託業務費	10,004
その他の支出	2,302
投資活動による支出	112
有形固定資産取得による支出	112
財務活動による支出	59
翌年度への繰越金	57,285
資金収入	99,286
業務活動による収入	42,001
運営費交付金による収入	24,463
国庫補助金による収入	3,077
国からの受託収入	8,167
その他からの受託収入	2,517
業務収入	3,685
その他の収入	92
投資活動による収入	53,933
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	3,352